

**働く意欲ある母子・父子家庭
を応援します！！**

**★支給資格・支給要件等については、
申請の前に必ずお問い合わせ下さい。**

多治見市自立支援教育訓練給付金事業について（ご案内）

多治見市では、母子・父子家庭の方が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けることを目的として、指定する教育訓練講座を受講・修了した場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる方

市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の支給要件のすべてを満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
- ② 支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められること
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金を支給していないこと

| | | |
|-------------|---|--|
| 対象講座 | 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 *厚生労働大臣教育訓練講座検索システム (https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/) で検索できます。 | |
| 申請 | 給付を受けるには、講座を受講する前に、 あらかじめ教育訓練講座の指定を受け する必要があります。 希望される方は、必ず講座受講前にご相談下さい。 | |
| 支給時期 | 対象講座修了後 ※支給申請書提出後 | |
| 支給額 | <ol style="list-style-type: none"> ① 一般教育訓練給付金または特定一般訓練給付金の特定講座の費用(受講料等)の60%に相当する額(上限20万円) ② 専門実践教育訓練給付金の指定講座の費用(受講料等)の60%に相当する額(上限 修学年数×20万円、最大80万円) ③ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は①または②に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給 ※ 支給額が12,000円以下の場合には支給対象外 | |
| 申請書 添付書類 | 対象講座指定申請時 | 自立支援教育訓練給付金支給申請時 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得等証明書(1～7月に申請の場合は前々年) ○雇用保険制度教育訓練給付金支給要件回答書 ○次の1、2のいずれか <ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバーカード 2. 個人番号通知カードと運転免許証等の顔写真付身分証明書 ○申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本 ○世帯全員の住民票 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書、個人番号のわかるもの ※前年(1月～7月に申請の場合は前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当証書の写し、又は申請者の前年の所得等証明書(1～7月に申請の場合は前々年) ○対象講座指定通知書 ○訓練機関等の教育訓練修了証明書 ○教育訓練経費にかかる領収書 支給額③の場合 教育訓練給付金(一般教育訓練)支給・不支給決定通知書の写し ※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を証明する書面 ○次の1、2のいずれか <ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバーカード 2. 個人番号通知カードと運転免許証等の顔写真付身分証明書 ○申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本 ○世帯全員の住民票 |

その他

※この制度では、給付金の対象となる講座に一定の条件があります。また、所得制限など他にも条件がありますので、あらかじめお問い合わせください。

問い合わせ

多治見市役所子ども支援課 電話 23-5958 (直通) または 22-1111 (内線 2354)